# 七宗町地域防災計画（地震対策編）新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| 第１章　総則<br>第１節　計画の目的・性質等<br>第１項　計画の目的<br>第２項　計画の性質<br>（1）略<br>(2) この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに別途防災関係機関が定める。<br>（3）から（4）まで略 | 第１章　総則<br>第１節　計画の目的・性格等<br>１．目的<br>２．性格、構成<br>（1）略<br>(2) この計画は、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、別途防災関係機関が定める。<br>（3）から（4）まで略 |
| 第２節　防災に関する組織<br>略 | 第２節　防災に関する組織<br>略 |
| 第３節　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>略<br>１．略<br>２．公共的団体<br>（1）から（2）まで略<br>（3）社会福祉協議会<br>略<br>（4）共同募金会<br>略<br>３．から４．まで略 | 第３節　各機関の処理すべき事務又は業務の大綱<br>略<br>１．略<br>２．公共的団体<br>（1）から（2）まで略<br>（3）女性防火クラブ<br>ア　火災予防の啓発<br>イ　初期消火活動の協力<br>（4）社会福祉協議会<br>略<br>（5）共同募金会<br>略<br>３．から４．まで略 |
| 第４節　住民等の基本的責務等<br>略 | 第４節　住民等の基本的責務等<br>略 |
| 第５節　七宗町地域の概要<br>略 | 第５節　七宗町地域の概要<br>略 |
| 第６節　被害想定<br>略 | 第６節　被害想定<br>略 |
| 第２章　地震災害予防<br>第１節　総則<br>第１項　防災協働社会の形成推進<br>１．略<br>２．推進体制 | 第２章　地震災害予防<br>第１節　総則<br>第１項　防災協働社会の形成推進<br>１．略<br>２．推進体制 |

| | |
|---|---|
| (1)「災害から命を守る町民運動」の推進<br>町は、「想定外の常態化」ともいうべき自然災害の現状を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、たとえ大規模災害が発生したとしても町民の命を守り、命をつなげるためには、「自助」、「共助」によるソフトパワーの底上げが必要であり、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な目標を盛り込んだ新たな行動計画を定め、「災害から命を守る町民運動」として全世代に向け展開していく。 | (1) 減災に向けた住民運動の推進<br>町は、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努める。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努める。 |
| (2) 略 | (2) 略 |
| (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立<br>町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。<br>また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 | (3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立<br>町は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、町防災会議の委員への任命など防災の現場における女性の参画拡大など男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。 |
| (4) 関係機関と連携した防災対策の整備<br>平常時から町は県等防災関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続き等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。 | (4) 関係機関と連携した防災対策の整備<br>平常時から町は県等防災関係機関や、企業等との間で協定の締結や連絡手段の確保などの連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 |
| 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。<br>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。 | 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。<br>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。 |
| (5) 罹災証明書の発行体制の整備<br>町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。<br>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。<br>効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。 | (5) 罹災証明書の発行体制の整備<br>町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。<br>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。 |
| (6) 感染症対策の視点を取り入れた防災対策の推進<br>町は、新型コロナウイルス感染症等の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。 | |
| **第２節　防災思想・防災知識の普及**<br>略<br>**１．地域住民に対する普及**<br>略<br>ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、各個人にとって最も重要なもの（常備薬、コンタクトレンズ、インシュリン、医療器具等）をまとめておくこと、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路確保 | **第２項　防災思想・防災知識の普及**<br>略<br>**１．地域住民に対する普及**<br>略<br>ア　「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建 |

| | |
|---|---|
| の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策<br>イからエまで略<br>また、防災知識の普及にあたっては、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。<br>**２．から３．まで略**<br>**４．災害伝承**<br>町は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模地震災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が防災教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。<br>**５．から１１．まで略** | に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策<br>イからエまで略<br>また、防災知識の普及にあたっては、早期避難の重要性に対する住民の理解を図りつつ、特に要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域で支援する体制が整備されるよう努めるとともに、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努める。<br>**２．から３．まで略**<br>**４．災害伝承**<br>町は、住民や児童生徒等に防災知識の普及を行うにあたり、地域で過去に発生した災害で得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模地震災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努め、住民が防災教訓を伝承する取り組みを支援する。<br>**５．から１１．まで略** |
| **第３節　防災訓練**<br>**略**<br>**１．略**<br>**２．その他の地震防災訓練**<br>(1) 略<br>(2) 実動訓練<br>初動体制を確保するための職員の動員訓練、情報連絡員や応援職員等の派遣訓練<br>(3) 略<br>**３．略**<br>※地域防災協働隊<br>自主防災組織、消防団、消防署、警察署、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害発生時に迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。 | **第６項　地震防災訓練の実施**<br>**略**<br>**１．略**<br>**２．その他の地震防災訓練**<br>(1) 略<br>(2) 動員訓練<br>初動体制を確保するための職員の動員訓練<br>(3) 略<br>**３．略**<br>※地域防災協働隊<br>自主防災組織、消防団、消防署、警察署、女性防火クラブ、建設防災支援隊、工場、事業所、中高生など、地域に密着した防災関係組織などが協働し、災害発生時に迅速・的確な地域に密着した防災体制を確保するため、従来の防災関係組織によるタテ系列の活動に加え、地域のヨコの連携を取り入れることにより、速やかに人命救助を行うための新しい連携強化の仕組みをいう。 |
| **第４節　自主防災組織の育成と強化**<br>大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。<br>**１．から３．まで略**<br>**４．住民及び事業者による地区内の防災活動の推進**<br>町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町計画に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。<br>また、町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定めるものとする。<br>町は、機能別団員を含む消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう努めるものとする。 | **第３項　自主防災組織の育成と強化**<br>大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想され、「みんなの地域はみんなで守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠であり、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成強化を推進する。<br>**１．から３．まで略**<br>**４．住民及び事業者による地区内の防災活動の推進**<br>町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者、障がい者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町計画に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。<br>また、町は、町計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町計画に地区防災計画を定める。 |

なお、町の自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等は以下を基本とし、各自主防災組織が防災計画を作成し、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

各自主防災組織は、町が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

略

**５．から７．まで略**

**８．消防団、警察官等との連携強化**

（1）略

（2）町は、自主防災組織等との連携強化を図る。

**９．略**

## 第５節　ボランティア活動の環境整備

略

**１．ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり**

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、町社会福祉協議会、日本赤十字社七宗町分区並びにＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。

町は、行政、町社会福祉協議会・ＮＰＯ・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

**２．災害ボランティアの登録**

災害ボランティアの登録受付は、県社会福祉協議会が行うが、町社会福祉協議会は、受付窓口として協力する。

また、町は、社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑なボランティア活動を可能にするため、受入れ体制づくりについて支援する。

なお、県社会福祉協議会の登録対象者の要件は、次のとおりである。

（1）18歳以上で災害ボランティア活動が可能な者

（2）から（3）まで略

**３．ボランティア活動の推進**

（1）ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図るものとする。

町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導、支援を行うものとする。

また、町は、ボランティアセンターの運営に積極的に参画する。

（2）略

（3）ボランティア支援を担う職員の養成

町は、大規模災害発生時における迅速かつ継続的な支援に備えるため、災害ボランティア支援を担う職員を養成するものとする。

**４．略**

**５．廃棄物等に係る連絡体制の構築**

町は、町社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、瓦礫、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

なお、町の自主防災組織の組織（各構成員の役割）、活動内容等は以下を基本とし、各自主防災組織が防災計画を作成し、組織の編成、通常時及び災害時の活動を中心に、具体的に定める。

各自主防災組織は、町が示したモデル案を参考にして防災計画を作成し、各構成員に対し、そのとるべき行動等の周知を図る。

略

**５．から７．まで略**

**８．消防団、警察官等との連携強化**

（1）略

（2）町は、自主防災組織と女性防火クラブ等他の自主的な防災組織との連携強化を図る。

**９．略**

## 第４項　ボランティア活動の環境整備

略

**１．ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり**

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社七宗町分区並びに各種ボランティア団体との連携のもとに、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

**２．災害救援ボランティアの登録**

災害救援ボランティアの登録受付は、県社会福祉協議会が行うが、町社会福祉協議会は、受付窓口として協力する。

また、町は、社会福祉協議会が行う、迅速かつ円滑なボランティア活動を可能にするため、受入れ体制づくりについて支援する。

なお、県社会福祉協議会の登録対象者の要件は、次のとおりである

（1）18歳以上で災害救援ボランティア活動が可能な者

（2）から（3）まで略

**３．ボランティア活動の推進**

（1）ボランティアセンターの設置

町社会福祉協議会は、ボランティアセンターを設置し、広報啓発、福祉教育、養成・研修、受入れ側との連絡調整等を行い、ボランティア活動の推進を図る。

町は、ボランティアセンターの設置・運営について指導、支援する。

（2）略

**４．略**

## 第２節　迅速かつ円滑な地震災害対策への備え（危機管理）

| | |
|---|---|
| 第６節　防災体制の確立<br>略 | 第１項　防災体制の確立<br>略 |
| 第７節　広域的な応援体制の整備<br>略<br>　町は、県又は町域を越えた広域の災害時における応援協定等の締結に努めるとともに、県内市町村の災害時相互応援体制の充実を図る。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。<br>略<br>１．から２．まで略<br>３．地域内輸送拠点の設置<br>略<br>　(※資料編・資料18　地域内輸送拠点)<br>４．から５．まで略 | 第２項　広域的な応援体制の整備<br>略<br>略<br>１．から２．まで略<br>３．地域内輸送拠点の設置<br>略<br>　(※資料編・資料20　地域内輸送拠点)<br>４．から５．まで略 |
| 第８節　緊急輸送網の整備<br>　大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。<br>１．略<br>２．緊急輸送道路ネットワークの確保<br>　緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、緊急輸送道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。<br>３．地域内輸送拠点の設置<br>　町は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として地域内輸送拠点施設を設置する。<br>　町は、地域内輸送拠点への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置や、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。<br>　(※資料編・資料18　地域内輸送拠点)<br>４．から５．まで略 | 第５項　緊急輸送網の整備<br>　大規模地震災害発生時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、そのルート確保が重要であるため、あらゆる交通手段を活用した緊急輸送のネットワーク化を図る。<br>１．略<br>２．緊急輸送道路の整備<br>　緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、整備計画を策定し、緊急輸送道路のネットワーク機能の保持を念頭においた早期復旧が可能な耐震化を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。<br>３．地域内輸送拠点の設置<br>　町は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、被災地周辺に被災市町村へ搬入する食料及び生活必需品等の応急輸送物資の中継拠点として地域内輸送拠点施設を設置する。<br>　(※資料編・資料20　地域内輸送拠点)<br>４．から５．まで略<br>６．緊急輸送道路への電柱の新設禁止<br>　地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないものとする。 |
| 第９節　地震予知観測体制の整備<br>略 | 第７項　地震予知観測体制の整備<br>略 |
| 第１０節　防災通信設備等の整備<br>略<br>１．防災通信網の整備<br>(1) 防災行政無線<br>　町は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための防災行政無線通信施設、災害現場、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び町と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の | 第３項　防災通信設備等の整備<br>略<br>１．防災通信網の整備<br>(1) 防災行政無線<br>　町は、住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための同報無線通信施設、災害現場、集落等との通信を確保するための移動無線通信施設及び町と防災関係機関との間の通信を確保するための地域防災無線通信施設の整備 |

| | |
|---|---|
| 整備拡充に努める。<br>また、長期停電に対応できるよう燃料の供給体制を構築するよう努めるものとする。<br>(2) から (3) まで略<br>(4) その他通信網<br>町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努めるものとする。<br>ア 移動体通信（衛星通信等）<br>移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。<br>イからオまで略 | 拡充に努める。<br><br>(2) から (3) まで略<br>(4) その他通信網<br>町は、通信の途絶を回避するため、次の通信手段の確保に努める。<br>ア 移動体通信（衛星携帯電話等）<br>移動体通信のサービス未提供地域の解消に向け、関係機関と連携を図り、整備促進に努める。<br>イからオまで略 |
| **２．情報収集・伝達方法の多様化**<br>(1) 略<br>(2) 被災現場からの情報収集<br>町は、あらかじめ被災現場に赴き情報収集にあたる職員を指名するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、また、小型無人機（ドローン）等の機材を整備するなど、被災現場情報等の収集に努めるものとする。 | **２．情報収集・伝達方法の多様化**<br>(1) 略<br>(2) 被災現場からの情報収集<br>町は、あらかじめ被災現場に赴き情報収集にあたる職員を指名するとともに、自主防災組織等の情報担当者との連絡体制を確立し、被災現場情報等の収集に努める。 |
| **３．情報システムの高度化等**<br>町は、画像監視カメラ、ヘリコプターテレビシステム、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム(Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、Ｌアラート(災害情報共有システム)等の画像情報収集・連絡システムの整備に努める。また、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。<br>町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。 | **３．情報システムの高度化等**<br>町は、画像監視カメラ、防災情報モバイルネットワーク、県被害情報集約システム、震度情報ネットワークシステム、全国瞬時警報システム(Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、Ｌアラート(災害情報共有システム)等の画像情報収集・連絡システムの整備に努める。 |
| **第１１節　火災予防対策**<br>略<br>**１．火災予防の指導強化**<br>(1) 住民に対する指導<br>町は、自主防災組織、幼年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため、次の指導を行うものとする。<br>アからイまで略<br>(2) から (3) まで略<br>２．略 | **第２項　火災予防対策**<br>略<br>**１．火災予防の指導強化**<br>(1) 住民に対する指導<br>町は、自主防災組織、女性防火クラブ、幼年消防クラブ等火災予防に関する各種団体の育成を図るとともに、住民に対し、地震災害時における火災防止思想の普及を図るため、次の指導を行う。<br>アからイまで略<br>(2) から (3) まで略<br>２．略 |
| **第１２節　危険物等の災害予防対策**<br>略 | **第３項　危険物等の災害予防対策**<br>略 |
| **第１３節　孤立地域防止対策**<br>略<br>１．略<br>**２．孤立集落の発生に備えた道路ネットワーク等の確保**<br>町は、道路整備等による孤立集落対策及び緊急輸送道路や孤立の恐れのある集落に通じる道路沿いの民有地樹木の伐採を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進するものとする。<br>**３．孤立予想地域の実態把握**<br>町は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握するとともに、周辺道路を含めた地図を付してデータベース化するものとする。 | **第６項　孤立地域防止対策**<br>略<br>１．略<br>**２．災害に強い道路網の整備**<br>町は、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。<br>**３．孤立予想地域の実態把握**<br>町は、災害時の孤立地域を予測し、孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。 |

| | |
|---|---|
| ４．略<br>５．備蓄<br>　備蓄については、本章第３節第２項「必要物資の確保対策」に定めるところによる。<br>　町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとする。<br>　また、自助・共助の考えのもと、各自の食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮するものとする。<br>６．その他<br>　町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。<br><br>第１４節　避難対策<br>　大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要である。<br>　そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。<br>１．から２．まで略<br>３．避難場所・避難所の指定等<br>　町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、コミュニティーセンター、学校、広場等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。<br>　指定避難所が使用不能となった場合に備え、ホテル・旅館、民間団体等が保有する宿泊施設など民間施設等で受入れ可能な施設を検討し、事前に避難所として使用するための協定を締結しておくよう努めるものとする。<br>　指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者や感染症等が発生することも想定した対策を検討しておくものとする。<br>　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。<br>(1)　指定緊急避難場所の指定<br>　指定緊急避難場所については、町は、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない安全区域内に立地する施設、または構造上安全な施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。<br>(※資料編・資料7-1、7-2　指定緊急避難場所)<br><br>(2)　指定避難所の指定<br>　指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<br>　町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮するものとする。また、指定 | ４．略<br>５．備蓄<br>　備蓄については、本章第３節第２項「必要物資の確保対策」に定めるところによる。<br>　町は、孤立地域内での生活が維持できるよう、地域完結型の備蓄を心がけるよう努める。また、自助・共助の考えのもと、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。<br><br>第３節　民生安定のための備え<br>第１項　避難対策<br>　大規模地震発生時には、崖崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに安全な場所に避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測され、質的にも、量的にも整備された避難場所を確保しておくことが必要である。<br>　そのため、避難路の安全を確保し、避難誘導体制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。<br>１．から２．まで略<br>３．避難場所・避難所の指定等<br>　町は、コミュニティーセンター、学校、広場等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。<br><br>　指定避難所の指定や避難所運営マニュアルの策定等にあたっては、車中泊避難者等が発生することも想定した対策を検討する。<br>　指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。<br>(1)　指定緊急避難場所の指定<br>　指定緊急避難場所については、町は、地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制やバリアフリー機能等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。<br>(※資料編・資料9-1、9-2　指定緊急避難場所)<br>(2)　指定避難所の指定<br>　指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。<br><br>　町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることを配慮する必要がある。また、避難所と |

| | |
|---|---|
| 避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。<br>ア　略<br>イ　非常用燃料、非常用電源、衛星通信等の通信機器の整備<br>ウからエまで略<br>オ　空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備<br>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。<br>町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所の指定に努めるものとする。<br>（※資料編・資料8　指定避難所、資料9　福祉避難所）<br>（3）略 | しての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。<br>ア　略<br>イ　非常用燃料、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器の整備<br>ウからエまで略<br>オ　空調、洋式トイレ等要配慮者の多様なニーズにも配慮した施設・設備の整備<br>また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合は、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。<br>町は、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所の指定に努める。<br>（※資料編・資料10　指定避難所、資料11　福祉避難所）<br>（3）略 |
| **４．避難所の施設設備の整備**<br>略<br>（1）避難所開設に必要な施設設備<br>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器（防災行政無線、衛星通信等）、テレビ、ラジオ等<br>（2）から（3）まで略 | **４．避難所の施設設備の整備**<br>略<br>（1）避難所開設に必要な施設設備<br>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、通信機器（防災行政無線、衛星携帯電話等）、テレビ、ラジオ等<br>（2）から（3）まで略 |
| **５．略** | **５．略** |
| **６．避難所の運営体制**<br>町は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」を策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<br>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。<br>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。<br>町及び各避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。<br>（1）から（7）まで略 | **６．避難所の運営体制**<br>町は、避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、「避難所運営マニュアル」を策定し、訓練等を通じて必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。<br>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。<br>町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。<br>（1）から（7）まで略 |
| **７．略** | **７．略** |
| **８．避難指示の助言にかかる連絡体制**<br>町は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 | |
| **９．避難に関する広報**<br>略 | **８．避難に関する広報**<br>略 |
| **１０．帰宅困難者対策**<br>自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生に備えて、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したりするなど、帰宅困難者対策を行うものとする。 | **９．帰宅困難者対策**<br>自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生に備えて、町は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。 |
| **１１．避難所等におけるホームレスの受入れ**<br>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられ | |

| | |
|---|---|
| るよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。<br>１２．避難情報の把握<br>町は、感染症予防等により避難所以外への多様な避難形態が発生することを踏まえ、住民の安否や必要な支援についての情報を把握・確認する体制の構築に努めるものとする。<br>１３．広域避難<br>町は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。<br>災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受入について、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。<br>指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。 | |
| 第１５節　必需物資の確保対策<br>公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。<br>また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。<br>また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。<br>大規模地震災害が発生した直後の町民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品及び防災資機材等の備蓄並びに調達体制の整備については、岐阜県総合備蓄計画の定めるところによるものとする。<br>また、町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。 | 第２項　必需物資の確保対策<br>公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害発生時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要が賄えないことが予想され、個人、地域での備蓄や広域的な応援が必要である。<br>また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要であるため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。<br>また、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。 |
| １．から２．まで略<br>３．備蓄の原則<br>災害発生後直ちに必要な物資の確保は地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行うものとする。<br>また、ライフラインが断絶された場合においても水等を使用せずに授乳できる乳幼児用液体ミルクの確保に努めるとともに、子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。<br>そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるものとする。<br>なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとし、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。<br>備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。<br>４．から６．まで略<br>７．物資支援の事前準備<br>町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連 | １．から２．まで略<br>３．備蓄の原則<br>災害発生後直ちに必要な物資の確保は地域の防災責任主体である町があたるものとし、個人の物資確保及び災害発生後の救助に必要な資機材の分散備蓄等の支援を行う。<br>そのため、町は、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って災害発生後緊急に必要となる物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努める。<br>なお、備蓄に当たっては、地域完結型の備蓄を心がけるよう努めるものとし、原則として流通備蓄（流通在庫調達）とする。<br>備蓄経費の節減を図るため、公共備蓄すべきもの以外は流通在庫により、食料、生活必需品等の確保を図る。<br>４．から６．まで略 |

| | |
|---|---|
| 絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 | |
| **８．支援物資の輸送体制の整備**<br>町及び県は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から指定避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施するものとする。 | **７．支援物資の輸送体制の整備**<br>町及び県は、国や民間物流事業者などと連携し、調達から避難所までの輸送システムの構築を図るとともに、関係機関との訓練を実施する。 |
| **第１６節　防災資機材の確保**<br>略 | **第３項　防災資機材の確保**<br>略 |
| **第１７節　要配慮者、避難行動要支援者対策**<br>略<br>**１．地域ぐるみの避難支援等関係者**<br>略 | **第５項　要配慮者、避難行動要支援者対策**<br>略<br>**１．地域ぐるみの避難支援等関係者**<br>略 |
| (1) 避難支援等関係者となる者<br>町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 | (1) 避難支援等関係者となる者<br>町は，避難支援等に携わる関係者として町計画に可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等を定め、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。 |
| (2) 避難行動要支援者名簿の作成<br>町は、町計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 | (2) 避難行動要支援者名簿の作成<br>町は、町計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。 |
| 町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 | 町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。<br>町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。 |
| （※資料編・資料 10　要配慮者利用施設）<br>(3) から (4) まで略 | （※資料編・資料 12　要配慮者利用施設）<br>(3) から (4) まで略 |
| (5) 避難行動要支援者の移送<br>町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。 | |
| (6) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮<br>略 | (5) 円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮<br>略 |
| (7) 避難支援等関係者への安全確保<br>略 | (6) 避難支援等関係者への安全確保<br>略 |
| (8) 個別避難計画<br>町は、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努めなければならないものとする。個別避難計画の作成に当たっては、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意を得た者から作成するものとする。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。 | |

| | |
|---|---|
| 町は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて記載内容を更新するほか、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも適時適切に更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。<br>町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。 | |
| 2．略 | 2．略 |
| 3．施設、設備等の整備<br>(1) から (2) まで略<br>(3) 社会福祉施設及び要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、施設や建物全体の耐震対策の強化を図るよう努めるとともに、長期停電に備え、非常用自家発電設備を整備するよう努めるものとする。<br>また、災害に備えた食料や生活必需品の備蓄を図るよう努めるものとする。 | 3．施設、設備等の整備<br>(1) から (2) まで略<br>(3) 社会福祉施設及び要配慮者を雇用する事業所の管理者等は、施設や建物全体の耐震対策の強化や、災害に備えた食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。 |
| 4．略 | 4．略 |
| 5．外国人等に対する防災対策<br>町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。<br>(1) 避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進<br>(2) 地域全体で要配慮者への支援システムや救助体制を整備<br>(3) 多言語による防災知識の普及活動を推進<br>(4) 外国人を対象とした防災教育や防災訓練の普及<br>(5) 多言語による災害時の行動マニュアルの作成及び配布<br>(6) インターネット、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など多様な手段を用いた、多言語による災害情報等の提供 | |
| 第１８節　応急住宅対策<br>略 | 第６項　応急住宅対策<br>略 |
| 第１９節　医療救護体制の整備<br>略 | 第４項　医療救護体制の整備<br>略 |
| 第２０節　防疫予防対策<br>略 | 第４項　防疫予防対策<br>略 |
| | 第４節　地震に強いまちづくり |
| 第２１節　まちの不燃化、耐震化<br>略 | 第１項　まちの不燃化、耐震化<br>略 |
| 1．建築物の防災対策<br>(1) から (2) まで略<br>(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備<br>町は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連 | 1．建築物の防災対策<br>(1) から (2) まで略<br>(3) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備<br>町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした検定訓練を実施し、判定技術の向上を図る。 |

絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき平常時から事前に準備しておくよう努めるものとする。

ア　震前判定計画、震前支援計画の作成

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成するものとする。

イ　研修機会の拡充

町は、被災時に円滑な判定活動が行えるよう、あらかじめ判定士を対象とした検定訓練を実施し、判定技術の向上を図るものとする。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

アからウまで略

エ　町は、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていくものとする。

(5) その他の安全対策

町及び建築物の所有者等は、窓ガラス及び看板等の落下対策、天井の脱落防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等、建築物に関連する安全対策を講ずるものとする。

**２．道路、河川施設等の防災対策**

(1) 道路施設等の整備

略

ア　略

イ　橋梁の整備

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

既設橋梁については、複断面の高架橋（下に並行して道路がある高架橋）、跨線橋（鉄軌道をまたぐ橋）、跨道橋（他の道路をまたぐ橋）や緊急輸送道路等の緊急度の高い橋梁から、橋脚の補強、落橋防止措置（橋桁が乗っている部分の拡幅、桁どうしの連結など大地震発生時でも橋桁が下に落ちないように防止する装置）を順次整備し、地震による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る性能を確保する。

また、液状化が生じる可能性が高い地域の橋梁において、万が一被災しても、短時間で緊急輸送道路としての機能を果たせる程度に回復するように弱点となる部分の事前対策を実施する。

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、国土交通省通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修等対策が必要なものを指定し、対策工法と実施時期を定め、整備を図る。

ウ　略

(2) 略

**３．略**

**第２２節　災害危険区域の防災事業の推進**

**略**

**１．から２．まで略**

**３．液状化対策**

町は、県が実施する次の対策等に協力する。

(1) 建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

なお、町は、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

また、より詳細な液状化危険度の調査を行い、その結果を防災カルテや防災マップ等により、住民等に周知徹底を図っていくものとする。

(4) ブロック塀（石塀を含む）の倒壊防止対策

アからウまで略

**２．道路、河川施設等の防災対策**

(1) 道路施設等の整備

略

ア　略

イ　橋梁の整備

地震発生時における橋梁の確保のため、各管理橋梁について、国土交通省通達「所管施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋耐震点検結果に基づいて、補修等対策が必要なものを指定し、対策工法と実施時期を定め、整備を図る。

ウ　略

(2) 略

**３．略**

**第４項　災害危険区域の防災事業の推進**

**略**

**１．から２．まで略**

**３．液状化対策**

町は、県が実施する次の対策等に協力する。

(1) 建築物の液状化対策に関するパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 液状化による建築物被害が想定される区域の建築については、安全上有効と考えられる対策を講ずるよう指導する。

<table>
<tr><td>
４．住宅移転事業<br>
(1) 防災のための集団移転促進事業<br>
町は、災害危険区域のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために住居の集団移転を促進することが適当と認められる区域について防災のための集団移転促進事業の実施の促進を図るものとし、移転者に対しては、生活確保に必要な援助を行うよう努めるものとする。<br>
(2) がけ地近接等危険住宅移転事業<br>
町は、県建築基準条例で指定した災害危険区域、同条例で建築を制限している区域及び土砂災害特別警戒区域等に存する住宅で移転を必要とするものについては、がけ地近接等危険住宅移転事業の実施の促進を図るものとし、本制度の活用について、地域住民の積極的な協力を得るよう努めるものとする。<br>
<br>
第２３節　ライフライン対策<br>
略<br>
１．から５．まで略<br>
６．電話（通信）施設<br>
電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行うものとする。<br>
(1) 非常用電源の整備等による電話通信施設、設備の耐震化及び安全確保<br>
(2) 地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保<br>
(3) 応急復旧機材の配備<br>
アからカまで略<br>
(4) 通信輻輳対策の推進<br>
(5) 重要通信の確保<br>
アからイまで略<br>
(6) 要員の確保<br>
７．電線類<br>
町は、道路沿いの電線周囲の危険な立木の伐採等を推進する。<br>
８．ライフラインの代替機能の確保<br>
略<br>
<br>
第２４節　文教対策<br>
第１項　文教対策<br>
略<br>
第２項　文化財保護対策<br>
略<br>
<br>
第２５節　行政機関の業務継続計画<br>
略<br>
<br>
第２６節　企業防災の促進<br>
略<br>
１．企業の取り組み<br>
企業は、大規模災害発生時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時
</td><td>
第５項　ライフライン対策<br>
略<br>
１．から５．まで略<br>
６．電話（通信）施設<br>
電気通信事業者は、地震災害発生時に電話通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電話通信の混乱を防止するため、次の予防対策を行う。<br>
(1) 電話等通信施設、設備の耐震化及び安全確保<br>
(2) 災害対策機器類の配備<br>
アからカまで略<br>
(3) 重要通信の確保<br>
アからイまで略<br>
(4) 要員の確保<br>
７．ライフラインの代替機能の確保<br>
略<br>
<br>
第５節　文教対策<br>
第１項　文教対策<br>
略<br>
第２項　文化財保護対策<br>
略<br>
<br>
第７項　行政機関の業務継続計画<br>
略<br>
<br>
第８項　企業防災の促進<br>
略
</td></tr>
</table>

に重要業務を継続するためのＢＣＰを策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ Business Continuity Management 以下、「ＢＣＭ」という。)）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

２．企業防災の促進のための取り組み

町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、町は、企業防災分野の進展に伴って増大することになるＢＣＰ策定支援及びＢＣＭ構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第２７節　大規模停電対策

大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

１．連携の強化

町及び防災関係機関は、平時から会議等を開催し、情報共有を行うなど停電の早期復旧に向けた連携体制の強化を図る。

２．事前防止対策

町及び電気事業者は、倒木や電柱の倒壊等による道路の通行止めや停電等ライフラインの途絶が長期間にわたることを防止するため、危険木の伐採等の対策を実施するものとする。

３．代替電源の確保

町及び事業者は、大規模停電に備え、自ら管理する施設等において非常用発電設備等代替電源の確保に努めるとともに、非常用発電設備等の燃料を満量にしておくことや燃料供給体制を構築するものとする。

町は、重要施設等の停電時に優先的に電源車等を配備できるよう関係機関や民間事業者とあらかじめ当該施設に関する情報の共有を図るものとする。

第３章　地震災害応急対策

第１節　活動体制

１．略

２．要員の確保

（1）町の動員体制

ア　町の動員基準及びその人員等は、次のとおりとする。

| 体制 | 基　　準 | 動員内容 | 動員人員 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 準備体制 | 県内で地震が発生し、町地震観測計が震度３を観測したとき。 | 情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 | 総務防災係職員全員 | |

１．企業防災の促進のための取り組み

町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、ＢＣＰの策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

第３章　地震災害応急対策

第１節　活動体制

第１項　防災活動体制の整備

１．略

２．要員の確保

（1）町の動員体制

ア　町の動員基準及びその人員等は、次のとおりとする。

| 体制 | 基　　準 | 動員内容 | 動員人員 | 摘　要 |
|---|---|---|---|---|
| 準備体制 | 県内で地震が発生し、町地震観測計が震度３を観測したとき。 | 情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制 | 総務防災係職員全員 | |

| | 発生基準 | 体制 | 職員 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 警戒体制 | 県内で地震が発生し、町地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したとき。 | 警戒活動にあたり、事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制 | 総務課職員全員、防災当番、町長、参事、教育長、各課長職以上 | 町長が必要と認める場合は、災害対策警戒本部が設置される。若しくは災害対策本部を設置できる。 |
| 非常体制 | 県内で地震が発生し、町地震観測計が震度５強以上を観測したとき。 | 災害が発生し、町内の広域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制 | 全職員 | 災害対策本部を設置する。 |

イからオまで略

(2) 略

(3) 本部長の代替議員

本部長の代替議員は、次のとおりとする。

| 名　称 | 代替職員（第１順位） | 代替職員（第２順位） | 代替職員（第３順位） | 代替職員（第４順位） |
|---|---|---|---|---|
| 本部長 | 参事 | 教育長 | 総務課長 | 課長職の中で年長の者 |

略

## 第２節　ボランティア活動

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

１．ボランティアの受入体制

(1) 町は、災害対策本部にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備し、町社会福祉協議会、日本赤十字社七宗町分区並びにＮＰＯ・ボランティア等と連携し、生活支援、医療等分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。

(2) から (3) まで略

(4) 町は、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、町主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

(5) から (6) まで略

## 第３節　自衛隊に対する災害派遣要請

１．派遣要請

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条第１項の規定による派遣を要請するよう求める。

(2) 町長は、(1) の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、部隊の派遣を促す。

(3) 町長は、(2) の通知をしたときは、速やかに知事にその旨通知する。

| | 発生基準 | 体制 | 職員 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 警戒体制 | 県内で地震が発生し、町地震観測計が震度４若しくは震度５弱を観測したとき。 | 警戒活動にあたり、事態の推移に伴い速やかに本部を設置できる体制 | 総務課職員全員、防災当番、町長、副町長、教育長、各課長職以上 | 町長が必要と認める場合は、災害対策警戒本部が設置される。若しくは災害対策本部を設置できる。 |
| 非常体制 | 県内で地震が発生し、町地震観測計が震度５強以上を観測したとき。 | 災害が発生し、町内の広域に大規模な災害が予想され、全町的に応急対策がとれる体制 | 全職員 | 災害対策本部を設置する。 |

イからオまで略

(2) 略

(3) 本部長の代替議員

本部長の代替議員は、次のとおりとする。

| 名　称 | 代替職員（第１順位） | 代替職員（第２順位） | 代替職員（第３順位） | 代替職員（第４順位） |
|---|---|---|---|---|
| 本部長 | 副町長 | 教育長 | 総務課長 | 課長職の中で年長の者 |

## 第７項　ボランティア対策

大規模地震災害が発生した場合、ボランティア活動への期待が大きくなるが、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。

そのため、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

１．ボランティアの受入体制

(1) 町は、災害対策本部にボランティア活動を総合的に支援する機構を整備し、町社会福祉協議会、日本赤十字社七宗町分区並びに各種ボランティア団体と連携し、生活支援、医療等分野ごとのボランティアを所管する組織を統轄し、連絡調整を行う。

(2) から (3) まで略

(4) 町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

(5) から (6) まで略

１．自衛隊に対する災害派遣要請

(1) 派遣要請

ア　町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条第１項の規定による派遣を要請するよう求める。

イ　町長は、アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知し、部隊の派遣を促す。

ウ　町長は、イの通知をしたときは、速やかに知事にその旨通知する。

(4) 町長以下町幹部が被災あるいは連絡が取れない事態を考慮し、次の順序により派遣要請の権限を与える。
①町長　②参事　③教育長　④総務課長　⑤課長職の中で年長の者

**2．要請の方法**

要請は、次の事項を記載した「災害派遣要請依頼」(様式編・様式4-1号)により県知事に依頼を行うが、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手続きをとる。

(1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
(2) 派遣を希望する期間
(3) 派遣を希望する区域及び活動内容
(4) その他参考となるべき事項

**3．連絡等の窓口**

略

**4．自衛隊の自主派遣**

略

**5．災害派遣部隊の受入れ体制**

町は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期す。

(1) 他の災害救助機関との競合、重複の排除
町は、自衛隊の作業が他の災害救助機関と競合、重複することのないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。
(2) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口は総務課とする。
(3) 作業計画及び資機材の準備
町は、自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、なるべく先行性のある計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備し、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。
(4) 派遣部隊の受入れ
ア 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
イ 住民の協力
ウ 派遣部隊の誘導
(5) 活動状況の報告
町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

**6．その他**

略

### 第４節　災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に支障をきたすため、その規模に応じて、町、県及び国等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

**1．県及び他市町村に対する応援要請**

(1) 略
(2) 相互応援協定に基づく応援要請
町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき県に対し応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請することがでる。また、必要に応じて、岐阜県広域消防相互応援協定及び可茂地区市町村消防団消防相互応援協定等に基づき、区域内の町に対して、被災市町村を応援する

エ 町長以下町幹部が被災あるいは連絡が取れない事態を考慮し、次の順序により派遣要請の権限を与える。
①町長　②副町長　③教育長　④総務課長　⑤課長職の中で年長の者

(2) 要請の方法

要請は、次の事項を記載した「災害派遣要請依頼」(様式編・様式4-1号)により県知事に依頼を行うが、緊急を要する場合は、とりあえず電話等をもって要請し、事後速やかに所定の手続きをとる。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
イ 派遣を希望する期間
ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
エ その他参考となるべき事項

(3) 連絡等の窓口

略

(4) 自衛隊の自主派遣

略

(5) 災害派遣部隊の受入れ体制

町は、自衛隊の作業が他の防災関係機関と協力して効率的に実施できるように、特に次の事項に留意のうえ、その受入れ体制に万全を期す。

ア 他の災害救助機関との競合、重複の排除
町は、自衛隊の作業が他の災害救助機関と競合、重複することのないよう、効率的に作業を分担するよう配慮する。
イ 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口は総務課とする。
ウ 作業計画及び資機材の準備
町は、自衛隊に対し作業を要請するにあたっては、なるべく先行性のある計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備し、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。
エ 派遣部隊の受入れ
(ｱ) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
(ｲ) 住民の協力
(ｳ) 派遣部隊の誘導
オ 活動状況の報告
町長は、自衛隊の活動状況等について随時知事に報告する。

(6) その他

略

### 第２項　災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急活動に支障をきたすため、その規模に応じて、町、県及び国等が連携して広域的な応援体制を迅速に構築することとし、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し応急対策活動を円滑に実施する。

**2．県及び他市町村に対する応援要請**

(1) 略
(2) 相互応援協定に基づく応援要請
町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定に基づき県に対し応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請することがでる。また、必要に応じて、岐阜県広域消防相互応援協定及び可茂地区市町村消防団消防相互応援協定等に基づき、区域内の町に対して、被災市町村を応援する

| | |
|---|---|
| ことを求める。<br>応援に当っては、受援ニーズを的確に把握し、調整できる体制を構築するよう努めるものとする。<br>(3) 応援の受入体制の整備<br>町は、応援を求めた場合、必要に応じてその応援の受入体制を整備するものとする。<br>**２．応急対策職員派遣制度の活用**<br>町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。<br>**３．応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策**<br>町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるものとする。 | ことを求める。 |
| **第５節　緊急輸送、交通規制対策**<br>**第１項　道路交通対策**<br>略<br>**１．緊急輸送道路の確保**<br>(1) 道路管理者は、地震災害発生後、緊急輸送道路を優先し速やかに道路パトロールを行い、道路及び交通の状況を把握するものとする。<br>(2) 町及び加茂警察は、道路情報ネットワーク等を活用し、町内のみならず隣接市町村の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図るものとする。また、現地調査に当たっては自転車やバイク等の多様な移動手段の活用を図るものとする。<br>(3) 道路管理者は、災害のため、道路が被害を受け交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を実施する。<br>２．略<br>**第２項　輸送手段の確保**<br>**１．輸送手段の確保**<br>**２．緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用**<br>町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の指定避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点(道の駅ロック・ガーデンひちそう)を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置するものとする。<br>なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。<br>(1) から (2) まで略<br>(3) 指定避難場所等への輸送<br>指定避難場所等までの輸送は、原則として町が実施する。 | **第５項　緊急輸送、交通規制対策**<br><br>略<br>**１．緊急輸送道路の確保**<br>(1) 道路管理者は、地震災害発生後速やかに道路パトロールにより道路及び交通の状況を把握する。<br><br>(2) 町及び加茂警察は、道路情報ネットワーク等を活用し、町内のみならず隣接市町村の道路に関する情報も的確に把握し、救援・災害復旧体制の早期確立を図る。<br><br>(3) 道路管理者は、災害のため、道路が被害を受け交通に支障がある場合は、速やかに応急復旧作業を実施する。<br>２．略<br><br>**３．輸送手段の確保**<br>**４．緊急物資の広域物資輸送拠点等の運用**<br>町は、被災地内の道路の交通混乱を避けるため、被災地内の避難所等へのアクセス、道路の被害状況、並びに予想される輸送物資の種類及び量等を勘案し、被災地周辺の公的施設のうちから物資の一時集積配分拠点(道の駅ロック・ガーデンひちそう)を確保し、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの間設置する。<br>なお、陸路による緊急輸送が不能であると判断された場合には、ヘリコプターによる空輸を行うため、ヘリコプター緊急離着陸場を有する公的施設に物資を搬送し、ここを広域物資輸送拠点等とする。<br>(1) から (2) まで略<br>(3) 避難場所等への輸送<br>避難場所等までの輸送は、原則として町が実施する。 |
| **第６節　通信の確保**<br>略 | **第４項　通信の確保**<br>略 |
| **第７節　地震災害情報の収集・伝達**<br>略<br>１．略<br>**２．被害情報等の収集、連絡**<br>(1) 略<br>(2) 地震発生直後の第１次被害情報等の収集、連絡<br>町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害対策 | **第３項　地震災害情報の収集・伝達**<br>略<br>１．略<br>**２．被害情報等の収集、連絡**<br>(1) 略<br>(2) 地震発生直後の第１次被害情報等の収集、連絡<br>町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、災害対策 |

<table>
<tr>
<td>
基本法、災害報告取り扱い要領及び火災・災害等即報要領（以下「即報要領」という。）に基づき速やかに県へ報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。<br>
さらに、119番通報が殺到する状況については、県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。<br>
なお、即報要領「第３　直接即報基準」に該当する地震については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県に加え、直接消防庁にも報告する。<br>
（注）消防庁連絡先は、一般対策編第３章第9節「災害情報等の収集・伝達」参照のこと。<br>
さらに、町は震度６弱以上の地震を観測した場合（総務省から必要に応じて報告を求められた災害も含む。）は、総務省が別に定める方法等により、県へ報告するものとする。<br>
(3) 情報の整理<br>
町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすものとする。また、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進を図るものとする。<br>
(4) 被害状況等の調査及び報告<br>
被害状況に関しては、災害の種別により異なるが、おおむね次の区分によって調査・報告をするものとする。<br>
特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず町の区域内で行方不明となったものについて、加茂警察等関係機関の協力にもとづき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は都道府県に連絡するものとする。<br>
(5) 被害状況等の調査及び報告の優先順位<br>
略<br>
(6) 応急対策活動情報の連絡<br>
略<br>
(7) 情報の共有化<br>
略<br>
(8) 一般被害情報等の収集・連絡<br>
略<br>
(9) 情報センターの設置<br>
略<br>
<br>
第８節　災害広報<br>
<br>
略<br>
１．災害広報の実施<br>
町は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、防災関係機関等と連携し、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行うものとする。<br>
(1) 広報の方法<br>
情報伝達に当たって、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、Ｌアラート(災害情報共有システム)、掲示板、ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活
</td>
<td>
基本法、災害報告取り扱い要領及び火災・災害等即報要領（以下「即報要領」という。）に基づき速やかに県へ報告するとともに、応急対策終了後15日以内に文書により県に確定報告を行う。また、通信の途絶等により県に連絡できないときは、直接総務省消防庁へ連絡する。<br>
さらに、119番通報が殺到する状況については、県に報告するとともに直接総務省消防庁へも報告する。<br>
なお、即報要領「第３　直接即報基準」に該当する地震については、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、県に加え、直接消防庁にも報告する。<br>
（注）消防庁連絡先は、一般対策編第３章第６節第２項「災害情報等の収集・伝達」参照のこと。<br>
(3) 被害状況等の調査及び報告<br>
被害状況に関しては、災害の種別により異なるが、おおむね次の区分によって調査・報告を行う。<br>
特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず町の区域内で行方不明となったものについて、加茂警察等関係機関の協力にもとづき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省)又は都道府県に連絡する。<br>
(4) 被害状況等の調査及び報告の優先順位<br>
略<br>
(5) 応急対策活動情報の連絡<br>
略<br>
(6) 情報の共有化<br>
略<br>
(7) 一般被害情報等の収集・連絡<br>
略<br>
(8) 情報センターの設置<br>
略<br>
<br>
第３節　民生安定活動<br>
第１項　災害広報<br>
略<br>
１．災害広報の実施<br>
町は、地震発生後速やかに広報部門を設置し、防災関係機関等と連携し、被災住民をはじめとする住民に対して、適切かつ迅速な広報活動を行う。<br>
(1) 広報の方法<br>
情報伝達に当たって、防災行政無線、Ｌアラート(災害情報共有システム)、掲示板、広報誌、広報車によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得るなどあらゆる伝達手段の複合的な活用を図る。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるよう努める。
</td>
</tr>
</table>

| | |
|---|---|
| 支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。 | |
| (2) 広報の内容<br>地震災害の発生状況、避難に関する情報（避難所、避難情報等）、災害応急対策活動の状況、被災者生活支援に関する情報、その他町民生活に関することなど、被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する際、情報の混乱を避けるため、防災関係機関と十分に連携を保つものとする。<br>略 | (2) 広報の内容<br>被災者のニーズに応じたきめ細やかな情報を提供する際、情報の混乱を避けるため、防災関係機関と十分に連携を保つ。<br>略 |
| (3) から (4) まで略<br>(5) 被災者等への広報の配慮<br>文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努めるものとする。<br>また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行うものとする。特に外国人に対しては、多言語による災害情報の発信に配慮するものとする。<br>(6) 略<br>(7) 観光における風評被害対策<br>町は、災害時の観光への風評被害を最小限に止め、観光客の早期回復を図るため、別に定める災害時の観光誘客方針に基づき、必要な対策を実施するものとする。<br>２．から４．まで略 | (3) から (4) まで略<br>(5) 被災者等への広報の配慮<br>文字放送、外国語放送等のさまざまな広報手段を活用し、要配慮者の多様なニーズに配慮したわかりやすい情報伝達に努める。<br>また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した広報を行う。<br>(6) 略<br>２．から４．まで略 |
| **第９節　消防・救急・救助活動**<br>略 | **第２項　消防・救急・救助活動**<br>略 |
| **第１０節　水防対策**<br>略 | **第３項　水防対策**<br>略 |
| **第１１節　孤立地域対策**<br>災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要がある。<br>このため、孤立が予想される地域が多数存在する町の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たるものとする。<br>①から③まで略<br>１．から２．まで略<br>３．通信手段の確保<br>町は、県と連携して、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第１節第４項「通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星通信等の貸与により通信手段の確保を図るものとする。<br>４．から５．まで略<br>６．その他<br>町は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立集落対策指針により、その他の対策を実施するものとする。 | **第９項　孤立地域対策**<br>地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立がある。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を妨げ、人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立住民の生活に大きな影響を与える。<br>そのため、孤立が予想される地域が多数存在する町の災害応急対策では、次の優先順位をもって当たる。<br>①から③まで略<br>１．から２．まで略<br>３．通信手段の確保<br>町は、県と連携して、孤立地域の実態を把握するためには、情報通信の孤立を解消する必要があり、本章第１節第４項「通信の確保」に定めるところによるほか、総務省防災業務計画に基づく東海総合通信局備蓄の災害対策用衛星携帯電話等の貸与により通信手段の確保を図る。<br>４．から５．まで略 |
| **第１２節　災害救助法の適用**<br>略<br>１．制度の概要 | **第２項　災害救助法の適用**<br>略<br>１．制度の概要 |

| | |
|---|---|
| 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が法定受託事務として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。<br>救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、内閣総理大臣が定める基準に従い知事が定めることとされており、町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。<br>また、町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度などの積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。<br>市が申請し、県知事の意見を聴いた上で、内閣総理大臣が指定した場合は、救助主体（以下「救助実施市」という。）となることもできる。<br>なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策編に準ずる。<br>■災害救助法による援助の種類と実施者<br>略<br>２．から４．まで略 | 災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、知事が国の機関として応急救助を行うものであるが、救助の事務の一部を町長が行うこととすることができる。<br>救助の種類、程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の承認を得て定めることとされており、町が救助に要した費用については、県が国の負担を得て支弁する。ただし、町は一時繰替支弁することがある。<br>なお、災害救助法の適用等の詳細については一般対策編に準ずる。<br>■災害救助法による援助の種類と実施者<br>略<br>２．から４．まで略 |
| **第１３節　避難対策**<br>略 | **第２節　緊急活動**<br>**第１項　避難対策**<br>略 |
| **１．避難の指示**<br>地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。<br>(1) 町長の措置<br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。<br>(2) から (4) まで略 | **１．避難勧告又は指示**<br>地震発生に伴う災害から、住民等の生命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要があると認められるとき、町長等は、関係法令の規定、あらかじめ定めた計画に基づき住民等に対して避難のための立退き若しくは、屋内での待避等の安全確保措置勧告又は指示を行う。<br>(1) 町長の措置<br>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき必要と認める地域の必要と居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると求めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。<br>(2) から (4) まで略 |
| **２．警戒区域の設定**<br>(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第１項に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。<br>［避難の指示内容］<br>避難の指示は、下記の内容を明示して行うものとする。<br>ア　避難対象地域<br>イ　避難先<br>ウ　避難路<br>エ　避難の指示の理由<br>オ　その他必要な事項<br>(2) 避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。<br>(3) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第73条に基づき町長に代わって警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。<br>(4) 警察官は、上記の場合において、災害対策基本法第63条第２項及び警察官職務執行法第４条第１項に基づき、町長及びその命を受けた町職員がその場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、あるいは自らの権限により警戒区域を設定し、必要な措置をとる。 | **２．警戒区域の設定**<br>(1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長は、災害対策基本法第63条第１項に基づき警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。<br>［避難勧告、指示の内容］<br>避難の勧告又は指示は、下記の内容を明示して行う。<br>ア　避難対象地域<br>イ　避難先<br>ウ　避難路<br>エ　避難勧告又は指示の理由<br>オ　その他必要な事項<br>(2) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、知事は、災害対策基本法第73条に基づき町長に代わって警戒区域を設定し、当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。<br>(3) 警察官は、上記の場合において、災害対策基本法第63条第２項及び警察官職務執行法第４条第１項に基づき、町長及びその命を受けた町職員がその場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、あるいは自らの権限により警戒区域を設定し、必要な措置をとる。 |

| | |
|---|---|
| (5) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、上記の場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合、災害対策基本法第63条第３項に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。 | (4) 災害派遣を命ぜられた自衛官は、上記の場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合、災害対策基本法第63条第３項に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。 |
| (6) 消防職団員等は、消防活動の確保のためあるいは水防上の緊急性がある場合、消防法第28条及び水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。 | (5) 消防職団員等は、消防活動の確保のためあるいは水防上の緊急性がある場合、消防法第28条及び水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、必要な措置をとる。 |
| **３．避難措置等の周知** | **３．避難措置等の周知** |
| 町は、自ら避難の指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第３節第１項「災害広報」により住民等への周知するものとする。 | 町は、自ら避難勧告又は指示を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第３節第１項「災害広報」により住民等への周知を実施する。 |
| なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。 | なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。 |
| **４．防災関係機関への通知** | **４．防災関係機関への通知** |
| 避難のための立退きを指示をし、もしくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、防災関係機関に通知又は連絡するものとする。 | 避難のための立退きを勧告し、又は指示をし、もしくは指示等を承知したとき、避難指示者等は、防災関係機関に通知又は連絡する。 |
| (1) から (3) まで略 | (1) から (3) まで略 |
| **５．避難所の開設** | **５．避難所の開設** |
| (1) 避難所の開設場所 | (1) 避難所の開設場所 |
| 町は、災害が発生するおそれがある場合又は発災時に必要に応じ、高齢者等避難の発令とあわせて指定緊急避難場所及び指定避難所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 | 町は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。 |
| また、要配慮者のため、福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに要配慮者の多様なニーズへの配慮や、感染症防止の観点から避難所の収容人数を考慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。 | また、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに要配慮者の多様なニーズに配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 |
| 町は指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。 | 町は避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。 |
| 町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 | 町は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空家等の利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。 |
| (※資料編・資料7-1、2　指定緊急避難場所　資料8　指定避難所　資料9　福祉避難所) | (※資料編・資料9-1、2　指定緊急避難場所　資料10　指定避難所　資料11　福祉避難所) |
| (2) 指定避難所の周知 | (2) 避難所の周知 |
| 町長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊（派遣要請を行った場合のみ）等関係機関に連絡するものとする。 | 町長は、避難所を開設した場合は、速やかに住民に周知するとともに、県をはじめ加茂警察、自衛隊（派遣要請を行った場合のみ）等関係機関に連絡する。 |
| (3) 指定避難所における措置 | (3) 避難所における措置 |
| 指定避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 | 避難所における町長の実施する救援措置は、おおむね次のとおりとする。 |
| 略 | 略 |
| (4) 指定避難所の運営管理 | (4) 避難所の運営管理 |
| 町は、指定避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。 | 町は、避難所の運営が定められた避難所運営マニュアルに基づき、各避難所の適切な運営管理を行う。 |
| ア　指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請するものとする。 | ア　避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、施設の管理者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得るとともに、対応が困難な場合は、隣接市町村、県支部総務班に応援を要請する。 |
| イ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 | イ　避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。 |
| ウ　指定避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとす | ウ　避難所における生活環境が常に良好なものとするよう努め、避難生活においては、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡 |

る。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるものとする。

エ　必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

オ　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

カ　外国人への対応について十分配慮するものとする。

キ　受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。

ク　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

ケ　自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外に避難した被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

(5) ボランティアの活用

町は、指定避難所を開設するにあたっては、日本赤十字奉仕団、その他ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得て、生活環境の保持等に努めるものとする。

また、ボランティアが不足する場合は、県にあっせんを要請する。

**６．から７．まで略**

**８．自治会及び自主防災組織による避難活動**

自治会及び自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施するものとする。

(1) 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底

(2) から (6) まで略

**９．から１０．まで略**

**１１．要配慮者への配慮**

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

町は、避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

**１２．略**

**１３．広域一時滞在**

町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災した町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村から被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

エ　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めると。

オ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

カ　外国人への対応について十分配慮する。

キ　受け入れている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。

ク　民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供する。

ケ　やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(5) ボランティアの活用

町は、避難所を開設するにあたっては、日本赤十字奉仕団、その他ボランティア団体の協力を得て、生活環境の保持等に努める。

また、ボランティアが不足する場合は、県にあっせんを要請する。

**６．から７．まで略**

**８．自治会及び自主防災組織による避難活動**

自治会及び自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

(1) 避難指示(緊急)等の地域内居住者等への伝達の徹底

(2) から (6) まで略

**９．から１０．まで略**

**１１．要配慮者への配慮**

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

町は、避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

**１２．略**

**１３．広域一時滞在**

町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災した町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市町村から被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

| | |
|---|---|
| 第１４節　建築物・宅地の危険度判定<br>略 | 第１０項　建築物・宅地の危険度判定<br>略<br>第３項　被災者救援対策<br>大規模震災においては、被災者自身による避難準備は困難な場合が多く、食料や飲料水等の供給が必要となるが、避難が長期化した場合、被災者のニーズも時間の経過とともに変化し、時宜に応じた物資の供給が必要である。<br>このため、被災地の被災状況や被災者のニーズ等を的確に把握し、迅速な供給を図るとともに、乳幼児、高齢者等要配慮者への十分な配慮に心がける。<br>また、町は被災者へ給水等を実施する際には、孤立状態にある被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても給水等が実施されるよう努める。 |
| 第１５節　食料供給活動<br>略<br>(1) 調達及び供給<br>ア　実施主体<br>炊出及び食品の供給の実施は、町本部学校給食班及び福祉班が行うが、町本部において実施できないときは、県支部又は隣接市町村本部に要請し、応援を得て実施するものとする。<br>町における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は要求をまたないで町に対する食料物資を確保し輸送するものとする。<br>■炊出の方法<br>炊出は、町本部が協力組織、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うが、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。<br>①　町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出の基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えないが、この場合、炊出に必要な米穀は原則として町本部が確保する。<br>②　献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養のバランス等を考慮するものとする。<br>③　提供する食事は、食中毒を予防するため、次のことに留意する。<br>a　加熱が必要な食品は、中心部までしっかり加熱する。<br>b　消費・賞味期限や保存状態に十分配慮のうえ、できる限り速やかに配布し、期限内に消費する。<br>c　食器・器具の取り扱いは、衛生面に十分配慮する。<br>④　炊出場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。<br>なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたるものとする。<br>イ　略<br>(2) から (4) まで略 | ２．食料供給<br>略<br>(1) 調達及び供給<br>ア　実施主体<br>炊出及び食品の供給の実施は、町本部学校給食班及び福祉班が行うが、町本部において実施できないときは、県支部又は隣接市町村本部に要請し、応援を得て実施する。<br>町における食料物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であり、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、県は要求をまたないで町に対する食料物資を確保し輸送する。<br>■炊出の方法<br>炊出は、町本部が協力組織、ボランティア等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行うが、実施にあたっては、次の点に留意する。<br>①　町本部において直接実施することが困難なときで、米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出の基準等を明示して業者から購入し、配給することとして差し支えないが、この場合、炊出に必要な米穀は原則として町本部が確保する。<br>②　献立は、被災状況に留意し、できるだけ栄養のバランス等を考慮する。<br>③　炊出場所には町本部の職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮するとともに関係事項を記録する。<br>なお、炊出を避難所施設において行う場合は、避難所に派遣の職員が兼ねてあたる。<br>イ　略<br>(2) から (4) まで略 |
| 第１６節　給水活動<br>略 | １．給水<br>略 |
| 第１７節　生活必需品供給活動<br>略 | ３．生活必需物資の供給<br>略 |
| 第１８節　要配慮者、避難行動要支援者対策 | 第５項　要配慮者、避難行動要支援者対策 |

略

1．避難行動要支援者対策

(1) 町は、発災時には、避難行動要支援者本人や避難支援等を実施する者の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努めるものとする。

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に指定避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

（※資料編・資料10　要配慮者利用施設）

(2) 町及び町社会福祉協議会は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用し、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

(3) から (5) まで略

2．略

3．外国人対策

町は、テレビ・ラジオ等の外国語放送や多言語によるインターネットなどを通した正確な情報を伝達するなど、外国人に対し、避難所や物資支給等の必要な情報が欠如、混乱することがないよう努めるものとする。

## 第１９節　帰宅困難者対策

略

1．住民、事業所等の啓発

町は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行うものとする。

2．略

## 第２０節　応急住宅対策

略

1．住宅確保等の種別

略

| 対象種別 | | | 内容 |
|---|---|---|---|
| 住宅の確保 | 1 自力確保 | (1)自費建設 | 被災世帯が自力(自費)で建設する。 |
| | | (2)既存建物の改造 | 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 |

略

1．避難行動要支援者対策

(1) 町は、町計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

町は、町計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災地等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

町は、避難支援等に携わる関係者として町計画に定めた可茂消防事務組合、加茂警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（※資料編・資料12　要配慮者利用施設）

(2) 町及び社会福祉協議会は、地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（要配慮者台帳）や地図等を利用し、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

(3) から (5) まで略

2．略

## 第１１項　帰宅困難者対策

略

1．住民、事業所等の啓発

町は、帰宅困難者が発生する場合は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行うとともに、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めるものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促したり、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

2．略

## 第１２項　応急住宅対策

略

1．住宅確保等の種別

略

| 対象種別 | | | 内容 |
|---|---|---|---|
| 住宅の確保 | 1 自力確保 | (1)自費建設 | 被災世帯が自力(自費)で建設する。 |
| | | (2)既存建物の改造 | 被災を免れた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | (3)借用 | 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。 |
| | 2　既存公営施設収容 | (1)公営住宅入居 | 既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用 |
| | | (2)社会福祉施設への入所 | 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所 |
| | 3　国庫資金融資 | (1)災害復興住宅融資 | 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 |
| | | (2)地すべり関連住宅融資 | |
| | 4　災害救助法による仮設住宅供与 | | 自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が仮設の住宅を供与する。 |
| | 5　公営住宅建設 | (1)災害公営住宅の建設 | 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 |
| | | (2)一般公営住宅の建設 | 一般の公営住宅を建設する。 |
| 住宅の修繕 | 1　自費修繕 | | 被災者が自力(自費)で修繕する。 |
| | 2　資金融資 | (1)国庫資金融資 | 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 |
| | | (2)その他公費融資 | 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。 |
| | 3　災害救助法による応急修理 | | 自らの資力では住宅を得ることができない者に対して町が応急的に修繕する。 |
| | 4　生活保護法による家屋修理 | | 保護世帯に対し、生活保護法で修理する。 |
| 障害物の除去等 | 1　自費除去 | | 被災者が自力(自費)で除去する。 |
| | 2　除去費等の融資 | | 自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。 |
| | 3　災害救助法による除去 | | 生活能力の低い世帯のために町が除去する。 |
| | 4　生活保護法による除去 | | 保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。 |

略

２．実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備するものとする。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施するものとする。

３．から５．まで略

６．住宅の応急修繕

町は、災害のため住家が半壊又は半焼するなど、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

７．から１１．まで略

第２１節　医療救護活動

略

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | (3)借用 | 親戚その他一般の借家、貸間、アパート等を自力で借りる。 |
| | 2　既存公営施設収容 | (1)公営住宅入居 | 既存公営住宅への特定入居、又は目的外使用 |
| | | (2)社会福祉施設への入所 | 老人ホーム、児童福祉施設等、県、町又は社会福祉法人の経営する施設への優先入所 |
| | 3　国庫資金融資 | (1)災害復興住宅融資 | 自費で建設するには資金が不足する者に対して独立行政法人住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。 |
| | | (2)地すべり関連住宅融資 | |
| | 4　公営住宅建設 | (1)災害公営住宅の建設 | 大災害発生時に特別の割当てを受け、公営住宅を建設する。 |
| | | (2)一般公営住宅の建設 | 一般の公営住宅を建設する。 |
| | 5　災害救助法による仮設住宅供与 | | 生活能力が低い世帯のため町が仮設の住宅を建設する。 |
| 住宅の修繕 | 1　自費修繕 | | 被災者が自力(自費)で修繕する。 |
| | 2　資金融資 | (1)国庫資金融資 | 自費で修繕するには資金が不足する者に独立行政法人住宅金融支援機構が融資(災害復興住宅融資)して補修する。 |
| | | (2)その他公費融資 | 生活困窮世帯に対しては社会福祉協議会、及び県が融資して改築あるいは補修する。 |
| | 3　災害救助法による応急修理 | | 生活能力の低い世帯のため町が応急的に修繕する。 |
| | 4　生活保護法による家屋修理 | | 保護世帯に対し、生活保護法で修理する。 |
| 障害物の除去等 | 1　自費除去 | | 被災者が自力(自費)で除去する。 |
| | 2　除去費等の融資 | | 自力で整備するには資金が不足する者に対し住宅修繕同様融資して除去する。 |
| | 3　災害救助法による除去 | | 生活能力の低い世帯のために町が除去する。 |
| | 4　生活保護法による除去 | | 保護世帯に対し、土砂等の除去又は屋根の雪下ろしを生活保護法で行う。 |

略

２．実施体制

応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去等は、原則として町長が行う。災害救助法が適用された場合においても県知事から委任されたとき、又は県知事による救助のいとまがないときは、町長が行うものとする。

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修繕について、業界団体に協力を求めて実施するものとする。応急仮設住宅を建設して確保することが困難な場合は、関係団体に協力を求め、民間賃貸住宅を借り上げて提供するものとする。また、災害発生時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の空き家の把握に努め、必要時に迅速にあっせんできるように準備する。

町は、自ら応急仮設住宅の供与、住宅の応急修繕及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県に応援を得て実施する。

３．から５．まで略

６．住宅の応急修繕

町は、災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、住宅の応急処理を行うものとする。

７．から１１．まで略

第６項　医療救護活動

略

| | |
|---|---|
| 1．医療救護活動<br>(1) から (4) まで略<br>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請<br>町は必要に応じて医療機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請するものとする。<br>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。<br>(6) 後方医療活動の要請<br>ア 広域後方医療活動の要請<br>町は、必要に応じて広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構)に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。<br>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。<br>イ 広域搬送拠点の確保、運用<br>町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、町に対して適宜助言及び支援を行うものとする。<br>2．略<br><br>第２２節　行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬<br>略<br><br>第２３節　防疫・食品衛生活動<br>第１項　防疫活動<br>被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。<br>このため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施することとする。<br>なお、避難所運営マニュアルに基づく感染症予防対策を講ずるとともに、以下の防疫活動を行うものとする。<br><br>(1) 町は、防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の消毒及び清掃を行う。<br>略<br>(2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤を散布する。<br>(3) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施するものとし、特に、仮設トイレ等の消毒を重点的に行う。<br>(4) 知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第１項の規定による当該職員の選任を行う。<br>(5) 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。<br>(6) 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。<br>第２項　食品衛生活動<br>略<br>(1) 町は、炊出を開始した場合、速やかに保健所に連絡する。<br>(2) 町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。 | 1．医療救護活動<br>(1) から (4) まで略<br>(5) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請<br>町は必要に応じて医療機関又は国非常本部等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。<br><br>その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。<br>(6) 後方医療活動の要請<br>ア 広域後方医療活動の要請<br>町は、必要に応じて広域後方医療関係機関(厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人地域医療機能推進機構)に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。<br><br>イ 広域搬送拠点の確保、運用<br>町は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保運営するとともに、被災市町村内の医療機関から広域搬送拠点までの重傷者等の輸送を実施する。<br><br>2．略<br><br>4．行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋葬<br>略<br><br>2．防疫・食品衛生<br>(1) 防　疫<br>被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、またまん延する危険性も高い。<br>このため、災害発生時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を受け入れ衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。<br><br><br>ア 町は、防疫用資機材を確保し、便槽・家屋等の消毒及び清掃を行う。<br>略<br>イ 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ゴミ捨て場所に殺虫剤・殺そ剤を散布する。<br>ウ 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を得て、防疫活動を実施するものとし、特に、仮設トイレ等の消毒を重点的に行う。<br>エ 知事の指示に従い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条第１項の規定による当該職員の選任を行う。<br>オ 知事の指示に従い、臨時予防接種又は予防内服薬の投与を実施する。<br>カ 感染症が発生した場合、県とともに、その発生状況及びその防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。<br>(2) 食品衛生<br>略<br>ア 町は、炊出を開始した場合、速やかに保健所に連絡する。<br>イ 町は、食中毒症状を呈する者の発生を探知した場合、直ちに医師による診断を受けさせるとともに、その旨を保健所へ連絡する。 |

第２４節　保健活動・精神保健
略
(1) 略
(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施
ア　体　制
保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支援などの専門的な支援活動、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療計画に定める。
イ　略

第２５節　清掃活動
略
(1) ごみ、し尿の処理
アからイまで略
ウ　災害廃棄物の発生への備え
町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。
町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努め、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるとする。
エ　災害廃棄物の処理
町は、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて処理実行計画の策定や広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体へ協力要請を行うものとする。
なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
(2) 略

第２６節　愛玩動物等の救援
略

３．保健活動・精神保健
略
(1) 略
(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施
ア　体　制
保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケアなどの専門的な支援活動、具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療計画に定める。
イ　略

１．清掃
略
(1) ごみ、し尿の処理
アからイまで略
ウ　災害廃棄物の発生への備え
町は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。
町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努め、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるとする。
エ　災害廃棄物の処理
町は、発生した災害廃棄物の種類、性状(土砂、ヘドロ、汚染物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づいて災害廃棄物処理実施計画を策定し、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。
なお、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。
(2) 略

第１３項　愛玩動物等の救援
略

| | |
|---|---|
| 第２７節　災害義援金品の募集配分<br>略<br><br>第２８節　公共施設の応急対策<br>略<br>１．から２．まで略<br>３．土砂災害防止施設の応急対策<br>(1) 略<br>(2) 応急対策<br>ア　町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。<br>イ　町は、被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難情報を発令する体制の整備に努めるものとする。<br>４．から５．まで略<br><br>第２９節　ライフライン施設の応急対策<br>１．略<br>２．電気施設<br>中部電力パワーグリッド(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。<br>３．から４．まで略<br><br>第３０節　応急教育対策<br>略<br><br>第３１節　災害警備活動<br>略<br><br>第３２節　大規模停電対策<br>大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車等の配備など応急対策を実施する。<br>１．広報<br>町及び電気事業者は、住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報について、ホームページやＳＮＳ等により提供するものとする。<br>また、情報提供は、多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。<br>ア　停電及び停電に伴う災害の状況<br>イ　関係機関の災害応急対策に関する情報<br>ウ　停電の復旧の見通し<br>エ　避難の必要性等、地域に与える影響<br>オ　携帯電話等の充電可能な施設等の情報<br>カ　その他必要な事項<br>２．応急対策<br>町及び防災関係機関は、その状況に応じて活動体制を整え、関係機関と連携をとり、所管にかかる応急対策を実施する。<br>また、復旧計画等の情報共有を図るものとする。<br>３．電力供給 | 第６項　義援金品の募集、受入れ、配分<br>略<br><br>第８項　公共施設の応急対策<br>略<br>１．から２．まで略<br>３．土砂災害防止施設の応急対策<br>(1) 略<br>(2) 応急対策<br>ア　町は、被害が拡大しないようクラック、滑落のある箇所についてビニールシートで覆う等応急処置を行う。<br>イ　町は、被害が拡大する恐れがある箇所には、観測機器を設置し、異常が発生すれば避難勧告又は指示を行う体制の整備に努める。<br>４．から５．まで略<br><br>第７項　ライフライン施設の応急対策<br>１．略<br>２．電気施設<br>中部電力(株)は、災害発生時には防災業務計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。<br>３．から４．まで略<br><br>第４項　応急教育対策<br>略<br><br>第４項　災害警備活動<br>略 |

| | |
|---|---|
| 電気事業者は、町等と協議のうえ、重要施設や避難所等へ電源車による緊急的な電力供給を行うものとする。<br>４．通信機器等の充電<br>町及び防災関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携し充電機器等の提供に努めるものとする。 | |
| 第４章　東海地震に関する事前対策<br>第１節　総則<br>第１項　東海地震に関する事前対策の目的<br>略<br>第２項　東海地震に関する事前対策の体系<br>略<br><br>第２節　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策<br>第１項　地震災害警戒本部<br>略<br>第２項　職員の動員配置<br>（1）注意情報が発表されたとき<br>町長、参事、教育長、各課長、消防団長、総務課職員、各課の職員１名（事前に指名しておく。）<br>(2) 略<br>２．略<br><br>第３節　警戒宣言、地震予知情報等の伝達<br>略<br>１．から２．まで略<br>３．情報の伝達<br>町は、東海地震に関する情報等が発せられた場合、その内容を広報車、防災行政無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。<br>なお、この場合、東海地震に関する情報等の意味及び住民等がとるべき行動を合わせて示すものとする。<br>町は、防災関係機関等、鉄道や店舗等関係事業者と連携して、東海地震に関する情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達するものとする。<br><br>第４節　広報対策<br>略<br><br>第５節　事前避難対策<br>略<br><br>第６節　消防、水防対策<br>略<br><br>第７節　警備対策<br>略 | 第５章　東海地震に関する事前対策<br>第１節　総則<br>第１項　東海地震に関する事前対策の目的<br>略<br>第２項　東海地震に関する事前対策の体系<br>略<br><br>第２節　東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時対策<br>第１項　地震災害警戒本部<br>略<br>第２項　職員の動員配置<br>（1）注意情報が発表されたとき<br>町長、副町長、教育長、各課長、消防団長、総務課職員、各課の職員１名（事前に指名しておく。）<br>(2) 略<br>２．略<br><br>第３項　警戒宣言、地震予知情報等の伝達<br>略<br>１．から２．まで略<br>３．情報の伝達<br>町は、東海地震に関する情報等が発せられた場合、その内容を広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて伝達する。<br>なお、この場合、東海地震に関する情報等の意味及び住民等がとるべき行動を合わせて示す。<br>町は、防災関係機関等、鉄道や店舗等関係事業者と連携して、東海地震に関する情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。<br><br>第４項　広報対策<br>略<br><br>第５項　事前避難対策<br>略<br><br>第６項　消防、水防対策<br>略<br><br>第７項　警備対策<br>略 |

| | |
|---|---|
| 第８節　交通対策<br>略 | 第８項　交通対策<br>略 |
| 第９節　緊急輸送対策<br>略 | 第９項　緊急輸送対策<br>略 |
| 第１０節　物資等の確保対策<br>略 | 第１０項　物資等の確保対策<br>略 |
| 第１１節　保健衛生対策<br>略 | 第１１項　保健衛生対策<br>略 |
| 第１２節　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置<br>略 | 第１２項　帰宅困難者、滞留旅客に対する措置<br>略 |
| 第１３節　公共施設対策<br>略 | 第１３項　公共施設対策<br>略 |
| 第１４節　大規模な地震に係る防災訓練<br>略 | 第４節　大規模な地震に係る防災訓練<br>略 |
| 第１５節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画<br>略 | 第３節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画<br>略 |
| 第５章　南海トラフ地震に関する対策<br>第１節　総則<br>第１項　計画の目的<br>略<br>第２項　町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱<br>略 | 第６章　南海トラフ地震に関する対策<br>第１節　総則<br>第１項　計画の目的<br>略<br>第２項　町及び防災関係機関の事務又は業務の大綱<br>略 |
| 第２節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備<br>　南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び関係機関は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。<br>　施設等の整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。<br>　建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他の整備については、本編第２章25節行政機関の業務継続計画」に準ずるものとする。 | 第３節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備<br>　施設等の整備にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。<br>　建築物、構造物等の耐震化、避難地の整備その他の整備については、本編第２章第４節第７項「行政機関の業務継続計画」に準ずる。 |
| 第３節　関係者との連携協力の確保<br>第１項　資機材、人員等の配備手配<br>略<br>第２項　他機関に対する応援要請 | 第２節　関係者との連携協力の確保<br>第１項　資機材、人員等の配備手配<br>略<br>第２項　他機関に対する応援要請 |

略

第３項　長周期地震動対策の推進

略

## 第４節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

### 第１項　趣旨

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要であることから、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えた地方公共団体や関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定めるものとする。

### 第２項　防災対応の基本的な考え方

町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討するものとする。

住民等や企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討するものとする。

住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とするものとする。

また、企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 住民等 | 日頃からの地震への再確認の例 | ・避難場所・避難経路の確認<br>・家族との安否確認手段の確認<br>・家具の固定の確認<br>・非常持ち出し品の確認　など |
| | できるだけ安全な行動の例 | ・高いところに物を置かない<br>・屋内のできるだけ安全な場所で生活<br>・すぐに避難できる準備（非常持出品等）<br>・危険なところにできるだけ近づかない　など |
| 企業 | 日頃からの地震への再確認の例 | ・安否確認手段の確認<br>・什器の固定・落下防止対策の確認<br>・食料や燃料等の備蓄の確認<br>・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認<br>・発災時の従業員の役割分担の確認　など |

### 第３項　南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

■南海トラフ地震臨時情報の種類

| | |
|---|---|
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中） | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 想定震源域内のプレート境界においてM8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報 | 「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまら |

略

第３項　長周期地震動対策の推進

略

| | |
|---|---|
| （調査終了） | ない現象と評価した場合 |

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

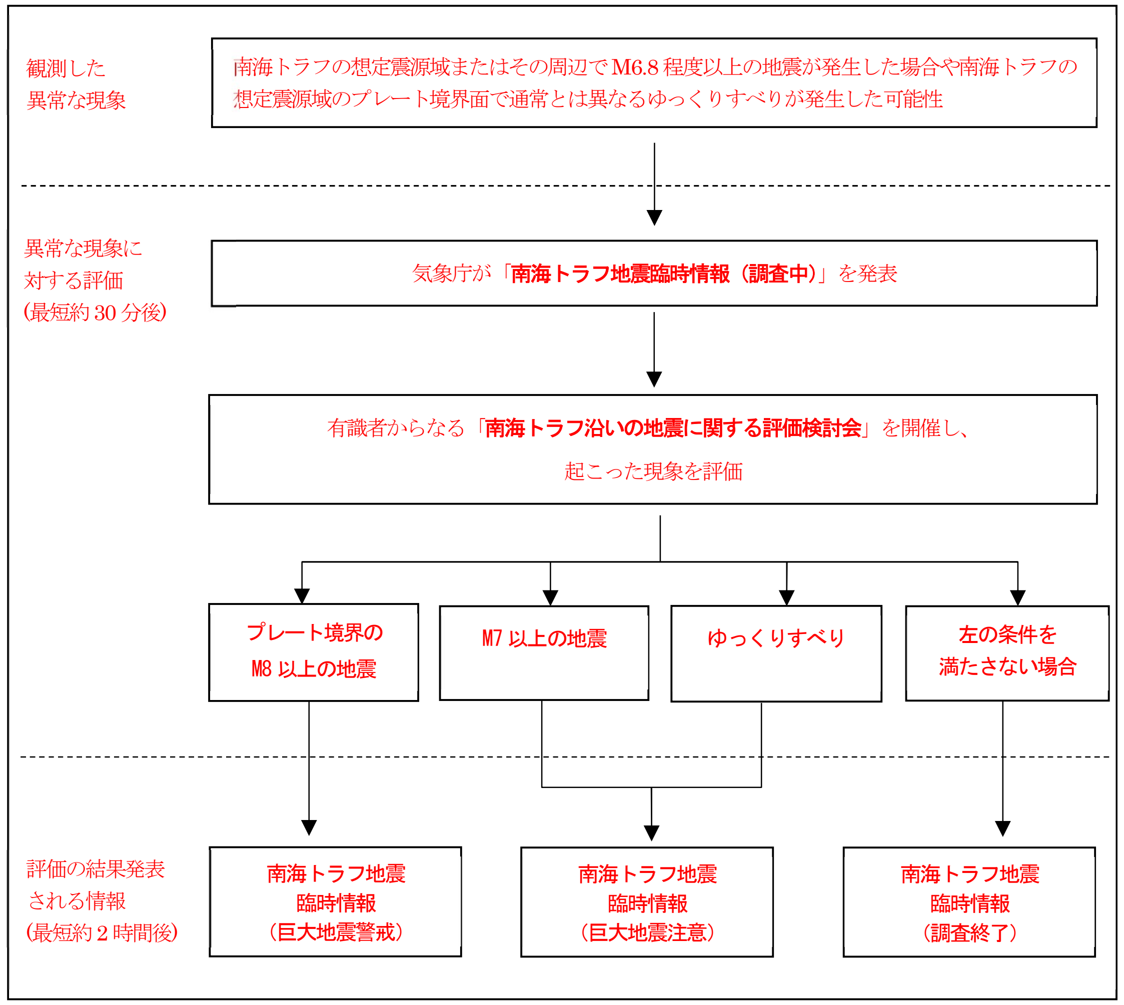


**第４項　防災対応をとるべき機関**

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

■防災対応の流れ

| | M8.0以上の地震 | M7.0以上の地震 | ゆっくりすべり |
|---|---|---|---|
| 発生直後 | ○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始 | | ○今後の情報に注意 |
| （最短）<br>２時間程度<br>１週間 | <u>巨大地震警戒</u><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等<br>○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施 | <u>巨大地震注意</u><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） | <u>巨大地震注意</u><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等 |
| ２週間 | <u>巨大地震注意</u><br>○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施） | ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | |
| すべりが収まったと評価されるまで | ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う | | |
| 大規模地震発生まで | | | ○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う |

■巨大地震警戒対応における情報の流れ

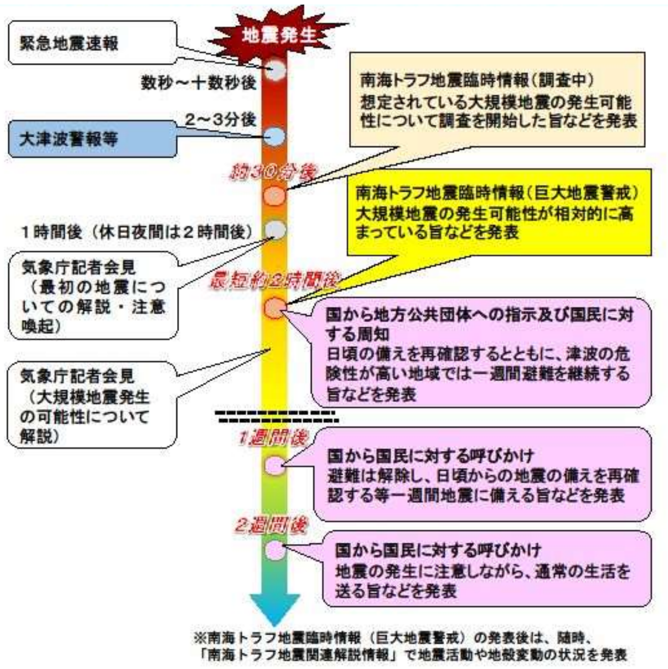


「巨大地震警戒対応」における情報の流れ（出典：国ガイドライン）

## 第５節　南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

### 第１項　町の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下表のとおりそれぞれの情報に応じ、防災体制をとるものとする。

ただし、県内で地震が発生し、県災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応にあたるものとする。

■町の防災体制等

| 情報名 | 県の防災体制等 | 町の防災体制等 |
|---|---|---|
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中） | 危機管理部は、情報を受けた時点で、庁内各部局、市町村及び県事務所に対する連絡等、所要の準備を開始 | 防災担当部局は、県からの情報を受けた時点で、関係部局に対する連絡等、所要の準備を開始 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 災害対策本部<br>＜構成＞<br>本部長：知事<br>メンバー：副本部長（副知事）、本部員<br>＜内容＞<br>・本部長から町長に対し、緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示を伝達<br>・気象庁からの情報、緊急災害対策本部会議の結果を全庁に情報共有<br>【各部における対応状況の確認】<br>・情報収集・連絡体制の確認<br>・所管する防災上重要な施設等の点検<br>・地震発生後の応急対策の確認 | 災害対策本部<br>＜構成＞<br>本部長：町長<br>メンバー：本部員<br>＜内容＞<br>・緊急災害対策本部長（指示）の伝達を受け、各部局からこれまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報共有・確認<br>・気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有<br>【各部局における対応状況の確認】<br>・情報収集・連絡体制の確認<br>・所管する防災上重要な施設等の点検<br>・地震発生後の応急対策の確認 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 岐阜県災害警戒会議<br>＜構成＞<br>トップ：危機管理部長<br>メンバー：各部主管課長、出納管理課長、教育総務課長、警備第二課長、議会事務局総務課長<br>※必要に応じ、副知事（危機管理担当）が出席<br>＜内容＞<br>・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有<br>・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認<br>【各部における対応状況の確認】<br>・情報収集・連絡体制の確認<br>・所管する防災上重要な施設等の点検<br>・地震発生後の応急対策の確認 | 町災害警戒会議（仮称）<br>＜構成＞<br>町において検討<br>＜内容＞<br>・気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有<br>・各部局から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認<br>【各部局における対応状況の確認】<br>・情報収集・連絡体制の確認<br>・所管する防災上重要な施設等の点検<br>・地震発生後の応急対策の確認 |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査終了） | 危機管理部は、庁内各部局、市町村、県事務所へ連絡し、情報を共有 | 防災担当部局は、関係部局と情報共有 |

※県支部については、上記に準じて所要の体制をとるものとする。

**第２項　運営等**

町は、町災害対策本部等の組織、運営等について、あらかじめ定めておくものとする。

## 第６節　南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

### １．南海トラフ地震臨時情報の伝達

（1）伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、下図のとおりとする。

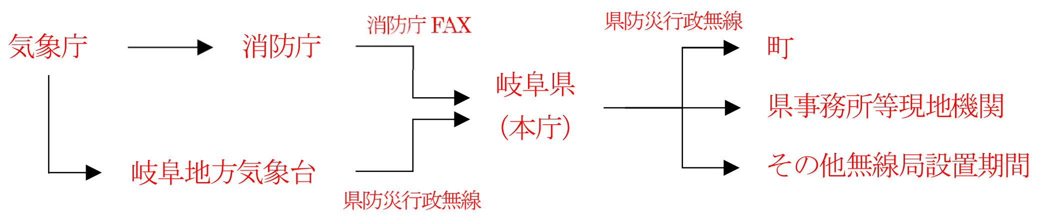


(2) 住民等への伝達方法

南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、ホームページ、ＳＮＳ等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達するものとする。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保するものとする。

外国人に対しては、ホームページやＳＮＳ、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用するものとする。

(3) 住民等への伝達内容

町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（下図参照）をあわせて示すものとする。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知するものとする。

■具体的にとるべき行動

| | | |
|---|---|---|
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 発表時 | ・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ<br>・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など |
| | 1 週間後 | ・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ<br>・事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけ　など |
| | 2 週間後 | ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 発表時 | ・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ　など |
| | 1 週間後 | ・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ　など |

(4) 問い合わせ窓口

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備しておくものとする。

## 第７節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

### 第１項　避難対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本町における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

**１．事前の避難**

事前の避難が必要な災害リスクは下記（1）、(2)、(3) を基本とし、町は災害リスクに応じ、1 週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施するものとする。ただし、町固有の災害リスクが存在する場合は、住民避難が必要な災害リスクとして適宜追加するものとする。

(1) 急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努めるものとする。

(2) 海抜ゼロメートル地帯における堤防沈下に伴う河川水越流による浸水害

町は、後発地震発生後、堤防沈下による河川水の越流により短時間で浸水の発生が想定される地域（30cm以上の浸水が30分以内に生じる地域）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、当該地域の避難行動要支援者に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講じるものとする。

(3) 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけるものとする。

町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知するものとする。

上記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知するものとする。

**２．避難先の確保、避難所の運営**

住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保するものとする。

町は、県対応指針を参考に、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討するものとする。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、町は、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけるものとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知するものとする。

ア　住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

イ　知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること

ウ　避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

エ　避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

**３．学校等**

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じるものとする。

**第２項　関係機関のとるべき措置**

関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

**1．消防機関等の活動**

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、その対策を定めるものとする。

**2．水道**

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要であり、県及び水道事業者は、飲料水の供給の継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持するものとする。

**3．電気**

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠であり、電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保するものとする。

**4．ガス**

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講じるものとし、その実施体制を定めるものとする。

**5．通信**

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保するものとする。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行うものとする。

**6．放送**

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて居住者等に対し冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるため必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努めるものとする。

**7．金融**

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

**8．交通**

(1) 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、住民等に周知するものとする。

町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供するものとする。

| | |
|---|---|
| (3) 滞留旅客等への対応<br>町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。 | |
| **第８節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策**<br>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう対策を実施する。<br>町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。<br>町が管理する施設は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。<br>防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。 | |
| **第９節　防災訓練**<br>(1) 町及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を実施するものとする。<br>(2)から(4)まで略 | **第４節　防災訓練計画**<br>略 |
| **第１０節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策**<br>略<br>**１．町職員に対する教育**<br>町は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。<br>(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容<br>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識<br>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識<br>(4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識<br>(5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割<br>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識<br>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題<br>**２．住民等に対する教育**<br>町は、県等関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物等の活用、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な教育を行うものとする。<br>また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行うものとする。<br>(1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的にとるべき行動<br>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識<br>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識<br>(4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識<br>(5) 正確な情報入手の方法<br>(6) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容<br>(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 | **第５節　地震防災上必要な教育及び広報に関する対策**<br>略<br>**１．町職員に対する教育**<br>町は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。<br>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識<br>(2) 地震に関する一般的な知識<br>(3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識<br>(4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割<br>(5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識<br>(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題<br>**２．住民等に対する教育**<br>町は、県等関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施する。防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。なお、その教育手法として、印刷物等の活用、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な教育を行う。<br>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識<br>(2) 地震等に関する一般的な知識<br>(3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識<br>(4) 正確な情報入手の方法<br>(5) 防災関係機関が講ずる地震災害応急対策等の内容<br>(6) 各地域における急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識<br>(7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識 |

| | |
|---|---|
| (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識<br>(9) 住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法<br>(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施<br>３．略 | (8) 避難生活に関する知識<br>(9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法<br>(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容<br>３．略 |
| 第６章　地震災害復旧<br>第１節　復旧・復興体制の整備<br>第１項　基本方針<br>略<br>第２項　復旧・復興の基本方針の決定<br>略<br>第３項　人的資源等の確保<br>略<br>第４項　その他<br>略 | 第４章　地震災害復旧<br>第１節　復旧・復興体制の整備<br>第１項　基本方針<br>略<br>第２項　復旧・復興の基本方針の決定<br>略<br>第３項　人的資源等の確保<br>略<br>第４項　その他<br>略 |
| 第２節　公共施設災害復旧事業<br>略 | 第２節　復旧計画<br>第１項　公共施設及び工業事業等の災害復旧<br>略 |
| 第３節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成<br>略 | 第２項　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除<br>略 |
| 第４節　被災者の生活確保<br>略<br>１．略<br>２．被災者への生活再建等の支援<br>(1) から (3) まで略<br>(4) 罹災証明書の交付<br>町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するものとする。<br>また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。<br>(5) から (8) まで略<br>３．から１０．まで略 | 第３項　被災者の生活確保<br>略<br>１．略<br>２．被災者への生活再建等の支援<br>(1) から (3) まで略<br>(4) 罹災証明書の交付<br>町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付する。<br>(5) から (8) まで略<br>３．から１０．まで略 |
| 第５節　被災中小企業の復興<br>略<br>１．支援体制<br>町は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。<br>２．融資等の措置<br>略 | 第４項　被災中小企業の復興<br>略<br>１．融資等の措置<br>略 |

| | |
|---|---|
| 第６節　農林漁業関係者への融資<br>略<br>１．災害関連資金の融資等<br>町及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、日本政策金融公庫資金等の円滑な融通、既借入金の償還猶予等の措置を行うとともに、農林漁業者へ資金の周知、資金相談対応を行うものとする。<br>［各種対策］<br>ア　天災融資法による資金<br>イ　農業災害緊急支援資金<br>ウ　農業災害緊急支援特別資金<br>エ　農林漁業セーフティネット資金<br>オ　農業経営基盤強化資金ほか<br>カ　農業基盤整備資金<br>キ　農林漁業施設資金<br>ク　林業基盤整備資金 | 第５項　農林漁業関係者への融資<br>略<br>１．株式会社　日本政策金融公庫による融資<br>町及び防災関係機関は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から貸付けの円滑な融通、必要枠の確保、早期貸付け等につき適切な措置を講じ、又は指導を行う。<br>［各種対策］<br>ア　天災融資法による資金<br>イ　農業災害緊急支援資金<br>ウ　農業災害緊急支援特別資金<br>エ　農林漁業セーフティネット資金<br>オ　農業経営基盤強化資金<br>カ　農業基盤整備資金<br>キ　農林漁業施設資金<br>ク　林業基盤整備資金 |